

尼崎市 多文化共生教育ガイドライン



令和8年度(2026年度)版
尼崎市教育委員会

はじめに

新たな在留資格の創設など入出国管理制度の変更を受け、国内と同様に、本市においても就労目的をはじめとする外国人在留者は増加し続けており、令和6年では転入者のうち転出者を除いた社会増の半数以上が外国人となっています。さらに、家族を伴った入国が増加しているため、どの学校園所でも、ある日突然、外国人幼児児童生徒の受入対応を求められる可能性が高くなっています。また、本市ではその歴史的背景から、韓国・朝鮮半島にルーツを持つ幼児児童生徒も多く学んでいるため、様々な国籍やルーツを持つ子どもたちが共に学ぶことは決して珍しい風景ではなくなっています。このような多様な背景を持つ外国人幼児児童生徒と学び、生活することは、全ての幼児児童生徒にとって国籍や文化の違いを認め合い、豊かに共生する心や共に生きようとする意欲・態度を育む機会となり、グローバル化が進むこれからの社会で生活するための大きな財産になると考えています。

一方、こうした外国人幼児児童生徒の増加に伴い、教育の現場では様々な課題が生じています。親の就業に伴い、自らの意思に関わらず来日することとなった子ども達のうち、来日時に日本語を話せる子のごくわずかであり、多くは日本語学習というハンディキャップを背負うこととなります。また、母国と日本との文化・習慣の違いや、何気ない言葉による差別、更にはアイデンティティの確立といった様々な課題も抱えることとなります。また、それらの支援を誰が負担するかについても課題となっているところです。

外国人の子どもは、小学校・中学校への就学は義務とはなっていませんが、希望すれば日本人と同一の教育を受ける機会が保障されています。それは、人権と平等の観点だけではなく、地域社会全体の安定と将来の成長のためにも教育や支援が必要であることを示しています。

そこで、今後私たちが様々な課題を解決し多文化共生社会を構築するため、外国人幼児児童生徒の学びを支えるための方向性や準備、対応策、注意すべき点を知り、考えるためのガイドとなる「尼崎市多文化共生教育ガイドライン」を今年度策定しました。ぜひこのガイドラインを一読し、困った際には必要に応じてご活用いただければと思います。

最後に、本ガイドラインの策定にあたりご尽力いただいた「尼崎市多文化共生教育ガイドライン検討委員会」をはじめとする関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

も く じ

＜クリックすればそのページに移動できます。＞

はじめに	1
序章 このガイドラインが目指すもの	3
1. ガイドラインのねらい	3
2. ガイドラインの位置づけ	3
3. ガイドラインの構成	3
4. ガイドラインの見直し	5
第1章 尼崎市の多文化共生教育の方向性	6
1. 多文化共生の土台となる心の育成	6
2. 外国人児童等を取り巻く環境整備の推進	6
3. 日本語学習支援の推進	7
4. ライフコース ^{※5} を見通したキャリア教育 ^{※6} の推進	7
第2章 外国人児童等への理解	8
1. 尼崎市の外国人児童等の現状について	8
2. アイデンティティの尊重について	10
3. 学校生活への適応について	11
4. 日本語について	12
5. キャリア形成について	13
第3章 学校園所の役割	15
1. 外国人児童等の受入について	15
2. 日本語指導・教科指導について	23
3. 進路について	24
4. 保護者との関わり、地域との連携について	25
第4章 様々なサポートについて	27
1. 学校園での生活・学習サポート	27
2. 外国人児童等及び保護者への進路相談サポート	28
3. 学校園所外でのサポート	29
4. 研修	31
5. 支援に役立つ資料集・リンク集	32
6. Q&A	36
7. 文化や習慣、宗教等の違いの事例集	39
8. 用語集	41
【参考】	43
第2次尼崎市教育振興基本計画（令和7年3月）	43
尼崎市多文化共生社会推進指針（令和7年3月）	43
人権教育基本方針（平成10年3月9日）	45
外国人児童生徒にかかわる教育指針（平成12年8月）	45

<序章> このガイドラインが目指すもの

1 ガイドラインのねらい

近年、増加している外国籍及び外国にルーツ※¹を持つ子どもたちは、現在の地域社会の構成員であると同時に、これからの地域社会を作り上げていく貴重な存在です。そのため、公教育を受けることを希望する子どもたちに対しては、日本の子どもたちと同一の教育を受けることができる環境を整備することが必要となります。

このような環境では、国籍によらず学びの場を同じくするすべての子どもたちが国籍や文化の違いを認め合い、多様な文化的背景を持つ人々と豊かに共生する心、共に生きようとする意欲や態度を育むことができます。

尼崎市においても、令和 7 年(2025 年)3 月に策定した第 2 次尼崎市教育振興基本計画と、尼崎市多文化共生社会推進指針では多文化共生における教育の重要性が示されています。

そこで、外国人の子どもたちに関わる公立学校園所や教育委員会、行政の関係者がそれぞれの立場で具体的にどのように取り組めば良いかをわかりやすく示すものとして、「尼崎市多文化共生教育ガイドライン」を作成しました。

2 ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、第2次尼崎市教育振興基本計画における「多様性と包摂性のある教育の推進」及び尼崎市多文化共生社会推進指針の「多文化共生に向けた意識づくり」「日本語教育・学習の支援と推進」において示された多文化共生教育に係る内容を取りまとめたものです。

注釈：本ガイドラインでは「多文化共生」の定義として、尼崎市多文化共生社会推進指針で示されている、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、個々の人権を尊重し、相互に支えあいながら、共に地域社会を形成していくこと」を踏襲しています。

3 ガイドラインの構成

本ガイドラインは、外国籍及び外国にルーツを持つ幼児児童生徒等※（以下「外国人児童等」とする。）の受入に対し、教育現場の関係者が知っておくべき市の多文化共生教育についての方向性を示した「ガイドライン」としての部分と、関係者がすぐ手に取って参考にすることができる実践的な「ハンドブック」としての部分の両面を備えた構成としております。目次に沿った具体的な構成については次ページの図を参考にしてください。

※本ガイドラインでは「外国人児童等」として市の公立 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で育ち・学ぶ外国人の幼児、児童及び生徒を対象としています。

尼崎市多文化共生教育ガイドラインの構成

はじめに

序章 このガイドラインが目指すもの

1. ガイドラインのねらい
2. ガイドラインの位置づけ
3. ガイドラインの構成
4. ガイドラインの見直しについて

本書が作られるに至った理由や本書の構成について説明しています

ガイドライン

第1章 尼崎市の多文化共生教育の方向性

1. 多文化共生の土台となる心の育成
2. 外国人児童等を取り巻く環境整備の推進
3. 日本語学習支援の推進
4. ライフコースを見通したキャリア教育の推進

尼崎市の多文化共生教育が目指す方向性について説明しています。

第2章 外国人児童等への理解

1. 尼崎市の外国人児童等の現状について
2. アイデンティティの尊重について
3. 学校生活への適応について
4. 日本語について
5. キャリア形成について

外国人児童等が日本の学校園所で困っていること、悩んでいることについて示し、教職員に必要な視点についてまとめています。

第3章 学校園所の役割

1. 外国人児童等の受入について
2. 日本語指導・教科指導について
3. 進路について
4. 保護者との関わり、地域との連携について

学校園所が、外国人児童等を受け入れることになった際に実施することをまとめています。

ハンドブック

第4章 様々なサポートについて

1. 学校園での生活・学習サポートについて
2. 外国人児童等及び保護者への進路サポートについて
3. 学校園所外でのサポートについて
4. 研修について
5. 支援に役立つ資料集・リンク集
6. Q&A
7. 文化や習慣、宗教等の違いの事例集
8. 用語集

サポートの助けになる制度や、仕組み、相談先、事例などを取りまとめています。

図ー1 尼崎市多文化共生ガイドライン構成図

※それぞれの記載項目については関連ページを記載しており、各章の間を行き来しながら、必要な情報を入手するとともに、市の多文化共生教育における位置づけを知ることができます。

4 ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、多文化共生教育に係る関係者が日常的に参考にできるよう、施策、事業や補助制度等の最新情報を掲載しています。そのため、その内容について毎年度更新するとともに、ガイドライン自体についても、広く外国人児童等へのボランティア活動を行っている市民・団体等にも活用していただけるようホームページ等で公開することとします。



<第I章> 尼崎市の多文化共生教育の方向性

この章では、尼崎市の多文化共生教育が目指す方向性を4つの視点から示しています。

1 多文化共生の土台となる心の育成

(1)多文化共生の視点に立った教育の推進

すべての子どもたちが互いの違いを認め合い、共に生きようとする態度を育成します。

(2)母語(母国語)・母文化の尊重

民族的・文化的アイデンティティ^{※2}を尊重し、自分のルーツ^{※1}に自信をもてる学校園所の雰囲気づくりを促進します。

(3)差別・偏見の解消

外国人であることや日本語能力が十分でないことを理由とした差別や偏見を許さない態度を育成します。

2 外国人児童等を取り巻く環境整備の推進

(1)外国人児童等の受入体制の整備

教育委員会と学校園所が連携し、情緒面と学習面の双方で支援する体制を整備します。

(2)保護者との連携

外国人児童等の保護者に対しては、日本の学校園所での生活様式や習慣について十分に説明するとともに、日本人の保護者に対し学校園所が行う多文化共生教育について理解が深まるよう相互理解の促進に取り組みます。

(3)地域や各種団体(NPO^{※3}等)との連携

学校園所や教育委員会だけでなく、地域ボランティアや各種団体とも連携し、環境整備に取り組みます。

3 日本語学習支援の推進

(1)通訳者による支援の充実

母語(母国語)を理解できる支援員の人数と共に・対応できる言語種類の充実を図ります。

(2) ICT^{※4}を用いた通訳ツールの活用

持ち運び可能な通訳機器及び授業をリアルタイムで通訳する機器やソフトウェア等 ICT の活用を推進します。

(3)教職員の日本語指導能力の向上

研修等を通して、日本語指導に関する知識と技能の習得を目指します。

4 ライフコース^{※5}を見通したキャリア教育^{※6}の推進

どの発達段階においても、将来の社会的・経済的な自立を視野に入れたキャリア教育を行うとともに、就学・進学・就職において個に応じた支援や有益な情報提供を行います。



<第2章> 外国人児童等への理解

この章では、本市における外国人児童等の現状とともに、歴史的経緯や新たな来日により本市に住むこととなり、市内学校園所に通う外国人児童等が抱く困りごとや不安について取り上げています。

外国人児童等の現状や思いを理解することで、学校園所での配慮ある支援に結びつけてください。

1 尼崎市の外国人児童等の現状について

～～ 外国人児童等は増加し続けています ～～

(1) 在留外国人の増加

本市における在留外国人数は増加を続けており、特に令和4年(2022年)以降に急増しています。この傾向は国内における増加動向とも類似しています。増加の要因としては、少子高齢化による労働力不足の担い手として、外国人労働者や留学生の受入が進んでいることにあります。

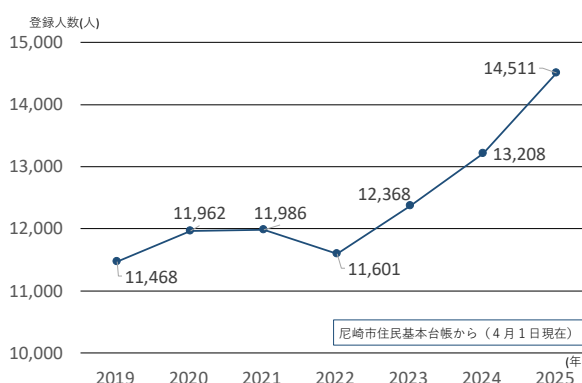


図-2 尼崎市外国人登録者数の推移(2019-2025)

(2) 韓国・朝鮮にルーツ※¹をもつ子どもたち

本市の在留外国人の国籍で、一番多いのは韓国・朝鮮籍※であり、在留外国人全体の約42%にあたる6,082人(令和7年(2025年)4月1日時点)を占めています。18歳以下の年代についても、その年代の在留外国人の約30%を占める332人(令和7年(2025年)4月1日時点)が韓国・朝鮮籍となっています。

これは、本市において歴史的に朝鮮半島出身者が多く居住しており、その子どもたちも多くいることを示しています。

※ 昭和22(1947)年5月2日、外国人登録令の施行により日本国籍を持っていた朝鮮人は全て外国人として登録されたことで、国籍等の欄には「朝鮮」が表記されました。その後、昭和40(1965)年に日韓基本条約が結ばれると、以後大韓民国の国籍を取得した人はその表記を「韓国」へ書き換えることができましたが、そうしなかった人は「朝鮮」表記のままとなりました。

つまり「朝鮮」は、外国人登録証上で出身地を表記したものであり、「北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)」に帰属する国籍を表すものではありません。

年代	国籍					合計	前年比
	韓国・朝鮮	中国	ベトナム	ネパール	その他		
0～6歳 (未就学年齢)	61	67	225	41	61	455	+ 111
6～12歳 (小学生年齢)	114	90	71	25	44	344	+ 25
12～15歳 (中学生年齢)	80	48	8	11	17	164	+ 10
15～18歳 (高校生年齢)	77	35	6	18	30	166	+ 15
合計	332	240	310	95	152	1,129	

表-1 尼崎市 18 歳以下の国籍別年代別人口(令和 7 年(2025 年)7 月時点(単位:人))

(3) 外国人児童等の増加

家族帯同を行う外国人の増加により、日本語支援が必要な子どもの数は年々増加しており、さらにこの傾向は今後も続く見込まれます。

韓国・朝鮮にルーツをもつ子どもたちや増加を続ける外国人の子どもたちと共に、民族的・文化的アイデンティティ^{※2}の尊重を図りながら多文化共生社会をどう形成するかが課題となっています。

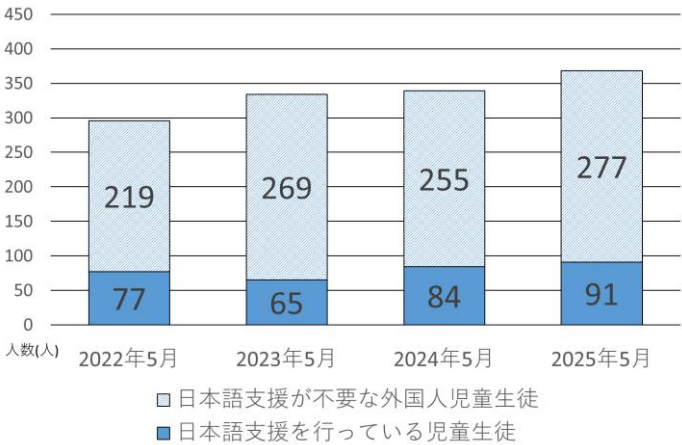


図-3 外国人児童生徒及び日本語支援を要する児童生徒数推移(単位:人)

(4) 地区別外国籍住民数

本市では、外国人は市内6地区で、偏在することなく居住しています。

そのため、本市では外国人児童等の支援の拠点校を設置しておりません。

子どもたちは、それぞれ居住地から近い学校園所へ通うこととなるため、すべての学校園所で外国人児童等の受け入れに取り組むことが必要です。

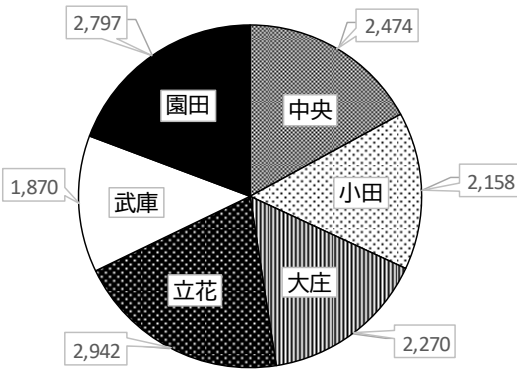


図-4 尼崎市地区別外国人登録数(単位:人)
(令和 7 年(2025 年)3 月時点)

2 アイデンティティの尊重について

～～ それぞれの子どもの背景を尊重しましょう ～～

外国人児童等が尼崎市に住むことになった経緯については、歴史的背景や経済的な理由など、一人ひとりに様々な事情があります。そして、どの外国人児童等も、自らの母語（母国語）・母文化のなかに自己のアイデンティティを形成しています。日本で生活することで、自己のルーツを否定されることは、葛藤、アイデンティティの揺らぎや本名（民族名）を名乗れないなど様々な問題を引き起こします。

立場や考え方の違いに関わらず、自他を価値ある存在として尊重する意欲や態度を育むことは人権教育の基盤です。見た目の違いや歴史的経緯の無理解、SNS^{※7}上で流布されている偏った情報からくる差別感や偏見をもたないことが外国にルーツを持つ子どもを受け入れる大前提です。

外国籍及び外国にルーツを持つ子どもと日本人の子どもが、互いの多様性を理解し、認め合える学校園所・教室づくりを実践しましょう。

(1) 文化的背景の理解

外国人児童等一人ひとりに文化的背景や家族の歴史があることについて理解し、尊重することが重要です。出身国の行事や習慣を学び、教室内でその文化を尊重する環境を整えましょう。

(2) 言語の多様性の尊重

母語（母国語）の違いを尊重し、母国語を話すことについて否定しない環境を整えましょう。[\[⇒P12\]](#)

（母語（母言語）についての理解は、日本語習得においても重要です。）

(3) インクルーシブ^{※8}な環境の構築

外国人児童等がクラスにいることは、異なるバックグラウンドを持つ子ども達が互いに交流できる貴重な機会であると認識し、そのための環境を整えましょう。

[\[⇒P36\]](#)

(4) 偏見や差別の防止

教職員自身が無意識の偏見や思い込み（アンコンシャス・バイアス^{※9}）を持たないよう自己研鑽を行い、外国人児童等に対する偏見や差別が生じないように注意しましょう。子どもの差別的な言動に対しては迅速に対応し、教育を通じて理解を促進します。

(5) ポジティブなロールモデル^{※10}の提供

異なる文化や背景を持つことによる好事例を採り上げるにより、児童生徒が自分のアイデンティティを誇りに思えるような環境を作りましょう。

3 学校生活への適応について

～外国と日本の学校生活には異なる点がたくさんあることを知しましょう～

外国人児童等は、学校園所の生活において、日本語が理解できないことはもちろん、文化や習慣の違いから様々なストレスや悩みを抱えることになります。また、保護者も、自身が母国で経験した学校園所のイメージをもっており、日本の習慣が理解できないこともあります。

日本の学校園所の生活について説明したり、指導について理解を求めたりするときは、まずは本人の母国の文化や習慣をよく聞き取り、日本との違いが宗教や文化的な理由で本人には欠かすことができないものなのか、それとも単なるファッションや嗜好なのかを確認しましょう。その上で、安全面、秩序面を考慮し、場合によっては学校の規則に沿うよう協力を依頼したり、代替案を提示したりして、互いに受け入れられる対応を学校、本人、保護者で協議しましょう。 [\[⇒P37\]](#)、[\[⇒P39～P41\]](#)



4 日本語について

～～ 日本語の習得の大切さと難しさを知りましょう ～～

(1) 日本語が理解できない外国人児童等の状況

外国人児童等は、日本語がまだ十分に習得できていない段階では周りの人と思疎通がとれず、孤独や疎外感を感じたり、自分の思いや考えを伝えられない不安を感じたりします。また、自分の意思で日本に来たわけではないことから、日本語を習得することに意義を見いだせていない子どもも多くいます。

そういった外国人児童等が日本語を理解し、学校園所またその先の生活において日本語で困らないように、将来を見据えた支援をしていく必要があります。

(2) 母語（母国語）の大切さ

母語（母国語）は、外国人児童等が母国で習得したかけがえのない技能です。家庭だけでなく、学校園所内や教室においても、母語を使える機会、母語を話してもよい環境を整えてあげることが大切です。[\[⇒P10\]](#)

- 母語（母国語）で話しても良いという環境は、情緒面での安定に繋がります。
- 母語（母国語）での学習言語能力を高めることは、日本語での学習の助けになります。
- 中学生から高校生の年代であっても、日本語が十分に身につけていない時期に母語（母国語）の力が弱まると、自分が思考できる言語を失うこと（ダブルリミテッド^{※1)}）になってしまいます。

(3) 乳幼児や小学校低学年の児童の母語（母国語）と日本語の発達

来日したばかりの乳幼児や小学校低学年の児童は、まだ母語（母国語）の習得も十分ではありません。その段階で日本語のみを使用することになると、母語（母国語）の力が弱まり、さらに日本語も未発達なため、本人が保護者とコミュニケーションを取ることができる言語を失ってしまうことになります。そのため、日本語が得意ではない保護者に対して、家庭でも無理に日本語で話すように勧めることは望ましくありません。

家庭内で使用する言語については、母語（母国語）であっても日本語であっても、本人が家庭内で言葉を使った意思表示がきちんとできるようになることを第一優先に考え、家庭内で使用する言語のルールを決めることが望ましいです。

一方、幼稚園や保育所、学校での生活は、本人にとって日本語や日本の文化・習慣を学ぶ貴重な機会であるため、先生は日本語で丁寧に言葉を伝えてあげてください。園所での生活は、はじめは短い単語から、身ぶり手ぶりを交えながらも、日本語でたくさん話しかけることが大切です。

(4)生活言語と学習言語

外国人児童等が習得する日本語には、「生活言語」と「学習言語」があります。

	生活言語	学習言語
使用場面	日常生活	教科の学習
習得にかかる時間	1～2年間	5～7年間
表現の違い例	合わせて5個	合計5個
	温める・冷たくなる	熱する・冷却される
意味の違い例	会社で働く	磁力が働く
	友だちと向き合う	災害と向き合う

表-2 生活言語と学習言語の比較

学校生活において、ある程度日本語に困らなくなった外国人児童等でも、学習言語を習得できるまで、長い期間、教科学習についていけない状況に直面することになります。教科学習で遅れがあるからといって、その子の能力や性格のせいにしてしまうのではなく、学習言語の習得に原因があることも考慮して、教科の学習支援を行う必要があります。

5 キャリア形成について

～～ よりきめ細やかなキャリア教育※⁶を行いましょう ～～

(1)ライフコース※⁵を見通したキャリア教育

外国人児童等が将来日本で生活をするのか、それとも母国や他の国で生活するのかに関わらず、社会との関わりの中で、自分らしい生き方を発見、実現する力を身につけておくことは、人生をよりよく生きるために必要となります。

母国とは異なる環境下においても、本人が、自分のライフコースを見通しながら、幼児期から段階的にキャリアについて考えられるよう支援しましょう。

(2)義務教育後のキャリア形成について

外国人児童等が将来日本でキャリアを切りひらいていく上で、大きな分岐点となるのが高校進学です。そこには子どもの努力だけでは解決できない様々な課題があります。

- 母国と日本では、「進路・進学」に関する認識が異なる。
- 保護者が進路に関する情報を知らず、子どもが保護者に相談することが難しい。
- 身近に見本となる先輩等の存在が少ない。
- 日本語が理解できないため、志望校の選択肢が限定される。
- 在留資格制度は複雑であり、改正がしばしば行われることから、理解が難しい。

外国人児童等とその保護者にとって、進路に関する情報のほとんどは学校園所から提供されることになります。「これくらいわかっているだろう」と考えるのではなく、本人の思いや希望を丁寧に聞き取り、基本的なことから進路指導を行いましょう。[\[⇒P37\]](#)

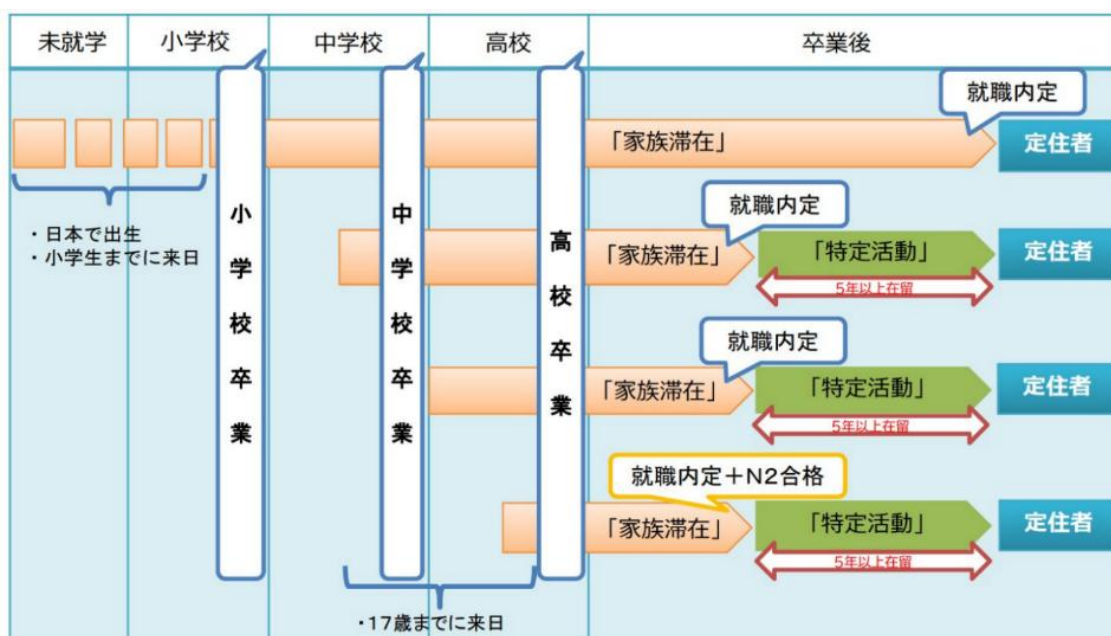


図-5 高等学校等卒業後に就労を希望する外国人に係る在留資格の取扱いについて(法務省 HP から)

《外国人児童等の在留資格の取得について》

父母等に同伴して日本に在留している外国人が、日本で就労する場合、「定住者」又は「特定活動」への在留資格の変更が認められます。しかし、その場合、「高等学校等を卒業(また卒業見込み)していること」が条件の1つとなります。

高等学校を卒業できるかによって、その先の日本での生活が大きく変わるので、入学することがゴールではなく、その先の人生を見据えた進路指導を行うことが大切です。

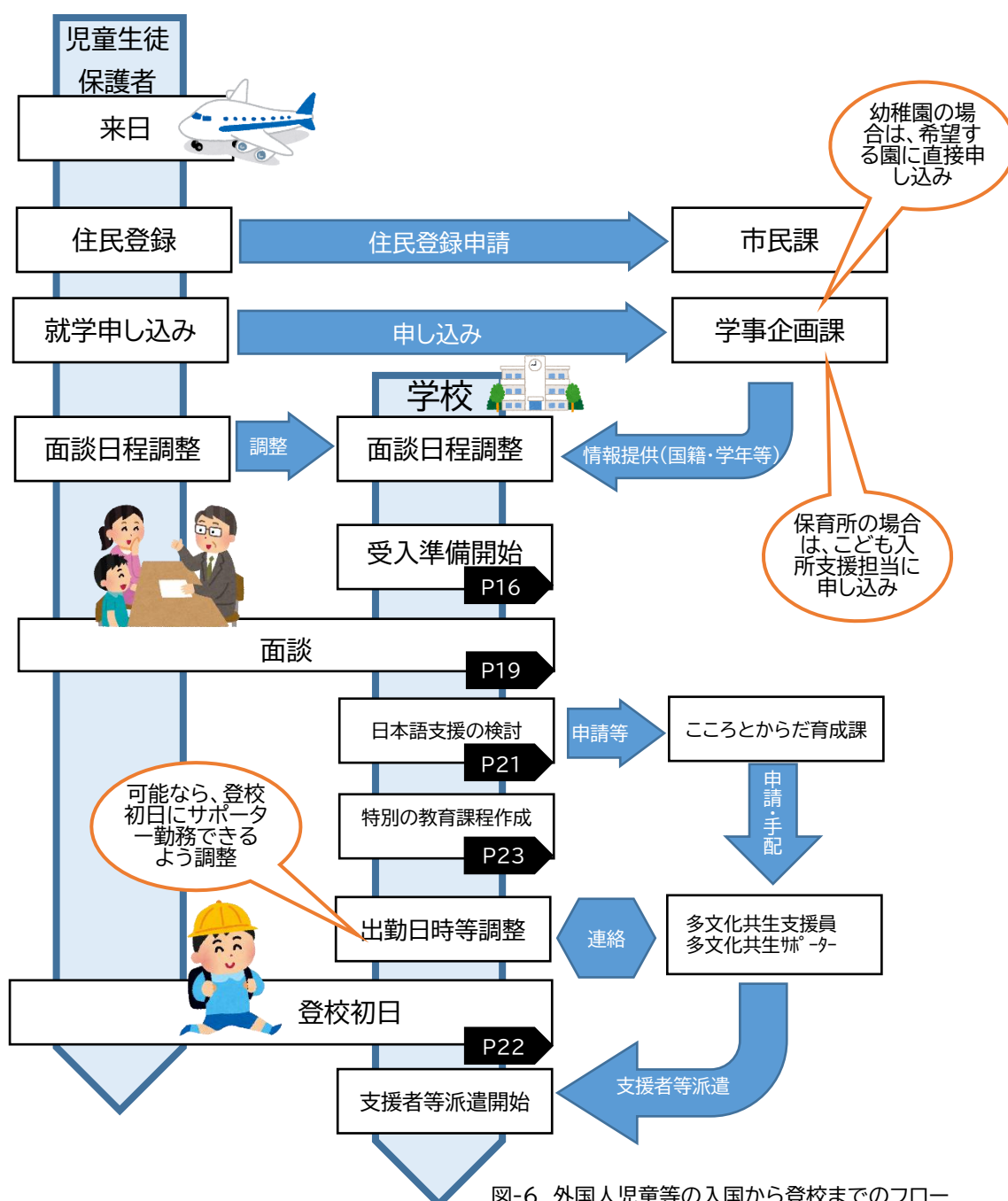
【参考】 出入国在留管理庁 <https://www.moj.go.jp/isa/content/930003573.pdf>

<第3章> 学校園所の役割

この章では、具体的に外国人児童等が小学校に転入してくる場合をモデルケースとして、来日から登校までに学校園所が準備しなければならないこと、保護者がやらなければならないことについて、時系列に沿って示すほか、学校園所で行う具体的な取組について説明します。

1 外国人児童等の受入れについて

(1) 受入までの流れ(小中学校の例)



(2)チームづくりをしましょう [\[⇒P15 図-6\]](#)

外国人児童等を受け入れるにあたっては、担当者（担任）だけに関わるのではなく、管理職（校長等）のリーダーシップの下、様々な課題に取り組むためのチームをつくることが推奨されます。初めて外国人児童等を受け持つ担当者の多くは、不安を抱えながら指導をしています。管理職が中心となって、チーム全体で支えていきましょう。

チーム作りの例（小学校の場合）

【メンバー】

管理職、学年主任、学級担任、人権教育担当者
教務主任、養護教諭、栄養教諭、通級指導担当教諭
SSW（スクールソーシャルワーカー）※¹²等

【チーム会議】

1 チーム会議の開催

定期的にチーム会議を開催し、チーム全体で情報の共有に努めましょう。受入当初は、特にきめ細やかな情報交換をすることが大切です。

2 チーム会議での協議内容

- ☐ 学校生活への適応 ☐ 心の安定度合 ☐ 学習環境の整備
- ☐ 受入初日の役割分担 ☐ 教職員の役割分担 ☐ 保護者対応
- ☐ 学校給食の対応 ☐ 日本語指導 ☐ 特別の教育課程の編成
- ☐ 外部機関との連携
- ☐ 子ども多文化共生サポーター・支援員との連携
- ☐ 情報交換 等



(3)役割分担を決めましょう

チームでは役割分担を行い、メンバーはそれぞれの役割について理解し、実行しましょう。

役割分担の例(小学校の場合)(★…必ず行いましょう ○…できれば行いましょう)

【校長】

- ★学級担任だけが外国人児童等に関わるのでは無く、校長のリーダーシップの下、全教職員で支援する体制作りを行う。
- 取り出しや入り込みでの支援を行う場合に、年度途中であっても時間割を検討し、全教職員で協力するなど、学校として支援体制を整備する。
- 多文化共生教育、外国人児童等の受入や具体的な支援等についてや、兵庫県教育委員会「人権教育基本方針」「外国人児童生徒等にかかわる教育指針」[\[⇒P44\]](#)について、全教職員が理解し、意識を高めるための校内研修を実施する。

【教頭】

- ★「こころとからだ育成課」に連絡し、兵庫県の「子ども多文化共生サポーター」制度への申請を行う。
- ★外国人児童等の入学・転編入学に必要な書類を準備する。
- ★入学・転編入学までに、保護者との面談を実施する。
- 定期的にチーム会議を開催する。
- 教職員がそれぞれの役割を十分果たせる環境になっているかを確認する。
- 担任の事務負担を軽減するための協力体制をつくる。
- 担任が一人で抱え込まないように、悩みを聞いたり、課題解決に向けて一緒に考えたりする。
- 外部関係機関や地域との連携をはかる。

【学年主任】

- ★教頭と共に入学・転編入学に必要な書類を準備する。
- ★教頭や担任と共に入学・転編入学までに、保護者との面談を実施する。
- ★担任と共に当該児童生徒の座席、ロッカー、靴箱等を決め、関係する教職員に周知する。
- チーム会議の議題を検討する。
- 担任の事務負担を軽減するための協力体制をつくる。
- 担任とともに「個別の指導計画」[\[⇒P35\]](#)を適宜(概ね学期ごと)見直し、チーム会議で検討する。
- 外国人児童等が安心して学べる環境になっているか確認する。

【担任】

- ★教頭や学年主任と共に入学・転編入学までに、保護者との面談を実施する。
- ★学年主任と共に当該児童等の座席、ロッカー、靴箱等を決め、関係する教職員に周知する。
- ★学年主任、他の教職員と共に、外国人児童等の登校初日の対応を行う。
- ★指導要録を作成する。
- スクールサポートスタッフ^{※13}等と協力し、学校生活等を分かりやすく説明するための資料を作成する。(写真・絵カード等)
- 学年主任とともに個別の指導計画の原案を作成する。
- 多文化共生教育を軸にした学級づくりを行う。

【人権教育担当教諭】

- 管理職と共に、多文化共生教育に対する教職員の意識を高める校内研修を計画し、実施する。
- 掲示物や展示等により、学校環境を工夫し、多文化共生の心を育む。
- 他校等の先進的な取組の情報を得て、自校の取組に活用する。

【養護教諭】

- 健康診断のない国もあるため、子ども多文化共生サポーター等と連携し、健康診断の趣旨や方法を保護者及び外国人児童等に丁寧に説明をしたり、健康状態を把握したりする。
- 「サバイバル日本語^{※14}」を理解し、健康状態を表す言葉については、外国人児童等や担任等と共通理解を図る。

【栄養教諭】

- ★食物アレルギーや宗教上食べることのできないものがないか、面談時に確認し、全体理解を図る。
- 学校給食や食育を通じ、多文化共生教育を推進する。

(4)保護者との面談 [\[⇒P15 図-6\]](#)

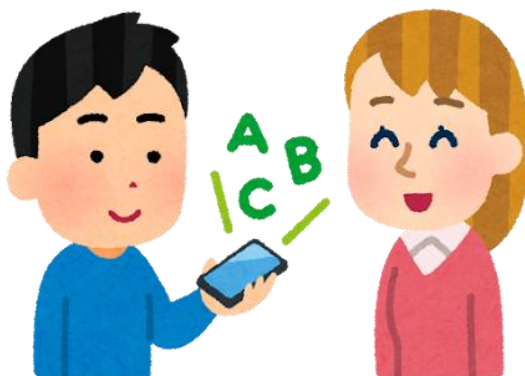
入学(入園所)や転編入学手続きを行うために保護者が来校(園所)する日は、保護者との信頼関係を築く貴重な機会です。保護者によっては何度も来校してもらえない場合もあります。事前に準備し、丁寧な面談をしましょう。

面談では保護者及び外国人児童等本人に、日本の教育制度(学校制度)を理解してもらうことが大切です。伝えるべきことや確認しておきたいことはリストアップし、できる限りこの機会をうまく活用しましょう。[\[⇒P20\]](#)

保護者自身が日本語を習得していない場合、書類を家庭に持ち帰っても記入できないことがあります。そういった場合は、できるだけ面談時に聞き取りと並行して記入してもらいましょう。その際、書類をパソコン等のカメラで撮影し、その画像の日本語の文字を外国語に翻訳できるツールを利用すれば、書類を作成しやすくなります。それでも難しい場合は、こころとからだ育成課に相談してください。

保護者も外国人児童等本人も「不安」な気持ちを抱えて学校園所に面談に来ています。安心感を与えるためにはまずは「笑顔」で丁寧に話すことが大切です。信頼関係を築くための出発点となることを意識して面談を行いましょう。また管理職だけでなく、できるだけチームで協力して面談を行うようにしましょう。

面談日まで時間があれば、通訳者の申請、通訳機器等の準備[\[⇒P27-28\]](#)をお勧めします。急に面談が決まった場合もこころとからだ育成課までご相談ください。



面談で提出を求める書類や確認事項の例(小学校の場合) [\[⇒P19\]](#)

【要提出書類】

- ☐家庭調査票 ☐保健調査票 ☐学校徴収金・銀行手続き
- ☐就学援助申請書類 ☐給食費等の口座振替依頼書
- ☐スポーツ振興センター加入同意書 ☐個人情報同意書 等

【面談で確認する事項】

本人・家庭に関する事

- ☐本人の名前(正確な読み方を確認) ☐本人の呼び方 ☐生年月日(西暦で)
- ☐入国年月日 ☐家庭内言語 ☐日本語の習得状況(保護者本人共に)
- ☐保護者の勤務先(連絡先) ☐日本語支援者の有無(連絡先)
- ☐健康状態 ☐母国の母子手帳等

学校に関する事

- ☐日本の学校の仕組・一日の流れ ☐登下校の時刻
- ☐欠席遅刻の連絡方法 ☐宗教的な配慮(給食・お祈り・更衣等)
- ☐学校のきまり ☐学校で必要な用品
- ☐上靴・体育館シューズ・体操服・給食エプロン等の購入について 等

学年に関する事

- ☐編入学年の決定 ☐義務教育期間(小6年・中3年) ☐留年制度なし 等

※学年を下げた編入の際は、メリット・デメリットを十分に説明しましょう。

◎メリット	●デメリット
・日本語力の向上 ・学習内容の理解度向上 ・進学準備までのゆとり ・自信の構築 等	・年齢差による社会的ギャップによる自己肯定感への影響 ・一度下げると元の学年に戻れない ・進学スケジュールの遅れ 等

面談で保護者に確認しておくこと(幼稚園・保育所の場合)

外国人の幼児及び保護者に対しては、従来の調査項目に加えて、次のような項目も聞き取りをしておきましょう。[\[⇒P35\]](#)

- ☐ 本人の名前(正確な読み方を確認) ☐ 本人の呼び方 ☐ 入国年月日
- ☐ 入国前の就園所の状況 ☐ 本人が一番理解できる言語 ☐ 家庭内言語
- ☐ 両親及び家族が理解できる言語 ☐ 日本語の習得状況(本人・両親・家族)
- ☐ 保護者への連絡方法 ☐ 緊急時の連絡先 ☐ 保護者の勤務先(連絡先)
- ☐ 日本語支援者の有無(連絡先) ☐ 配慮事項(食事、宗教、習慣など)
- ☐ 母国の母子手帳等



(5)母語(母国語)通訳者の手配 [\[⇒P15 図-6\]](#)

外国人児童等にとって、学校園所での生活の中で母語を話せる大人がいるというのは、大きな安心感につながります。言葉のサポートだけでなく、精神的なケアにもなります。外国人児童等の受入が決まった場合は、必ず母語(母国語)通訳者の派遣を教育委員会に申請してください。

学校園所での生活支援のために、速やかに申請書の提出をお願いします。

母語(母国語)通訳者は、外国人児童の学校園所における日常生活だけでなく、保護者との面談や行事の説明会等にも利用できる場合があります。子ども多文化共生サポーター[\[⇒P27\]](#)や多言語相談員[\[⇒P28\]](#)、多文化共生支援員[\[⇒P27\]](#)に同席してもらうとよいでしょう。

保護者の中には日本語を上手に話せる方もいますが、就学援助の申請や学年を下げての編入希望等、細かいニュアンスが伝わりにくいことがあります。保護者に大事な話をする際には迷わず母語(母国語)通訳者の助けを借りましょう。

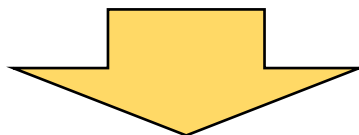
(6)受入当日 [\[⇒P15 図-6\]](#)

受入当日は、子どもを丸ごと受け止める気持ちで、「ここはあなたの居場所(学校園所(クラス))だよ」という雰囲気迎えましょう。外国人児童等は「自分だけ違う」と孤独感や疎外感を知らず知らずのうちに感じてしまうことがあります。「あなたはここにいていいんだよ。ここはあなたの居場所(学校園所(クラス))だよ。」というメッセージを伝えましょう。

こちらの価値観を一方向的に押し付けるのではなく、柔軟な対応や安心感を与える言葉がけを意識しましょう。子どもの気持ちを聞いてあげることも大切です。どんな気持ちで過ごしているかを聞いてあげましょう。

【子どもの思いや状況】

- ・ 不安 ・ 自分の意志で日本に来ていない ・ 言いたいことが言えない
- ・ 甘えたいけど誰に甘えればよいかわからない ・ 孤独や疎外感がある
- ・ 授業が分からないので時間の経過が長い 等



【学校園所ができる工夫の例】

- 担任がまず関心を持つ(簡単な母語(母国語)会話から)
- 名前は母語の発音を尊重する
- 座席はできるだけ前の方にし、隣の席は世話をしてくれそうな子にする
- 仲間作り・友達作りを支援する
- トイレ・職員室・保健室の場所をまず最初に教える
- サバイバル日本語を使用(ありがとう・トイレ・わからない 等)する
- クラスメイトに本人の不安を伝える(自分事として考えさせる)
- クラスメイトは日本代表だと伝える(初めて関わる同世代の日本人)
- 掲示物を多文化対応にする(和暦→西暦、漢字→ローマ字 等)
- 共通点や相違点があれば、全て多文化理解の教材とする
- 学校だよりや学級通信で多文化を発信する
- 異なる価値観で育ってきた外国人児童等の行動を日本人児童生徒と全く同じ基準で判断することや、必要な支援をしないということは「公平」ではないということをクラス全員に理解させる

※上記は工夫の一例です。工夫をどんどん増やしましょう。



2 日本語指導・教科指導について

(1) 特別の教育課程の編成 [\[⇒P15 図-6\]](#)

来日当初の日本語指導が必要な外国人児童等に対して、日本語指導を教育課程内で指導する場合は「特別の教育課程」を編成して実施することができます。

「特別の教育課程編成実施計画 [\[⇒P35\]](#)」を作成し、教育委員会に提出します。「個別の指導計画 [\[⇒P35\]](#)」の「児童生徒に関する記録(様式1)」と「児童生徒に関することの記録(様式2)」を作成しましょう。

(2) 日本語指導のプログラム

来日直後から、日常会話ができる、授業に参加できるなどの段階的に日本語を学びましょう。まず、できるだけ早く①～③の習得を目指しましょう。[\[⇒P33～34\]](#)

- ① サバイバル日本語・・・挨拶、健康、安全、人間関係、学校生活
「おはよう」「ありがとう」「ごめんなさい」「トイレに行きたいです」
「〇〇が痛いです」「分からない」「ある・ない」「いい・だめ」
- ② 日本語基礎・・・日本語の基礎的な知識や技能
「発音」「文字・表記」「語彙」「文型」等
- ③ 技能別日本語・・・内容を聞き取る、話し合いをする、文章の読み書き
- ④ 日本語と教科の統合・・・日本語で教科学習に参加する
- ⑤ 教科の補習・・・在籍学級で学習している教科内容の補習



(3) 日本語・母語習得状況の把握について

外国人児童等のもっているすべてのことばの力を使って何ができるのかを把握するため、「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童等のための対話型アセスメント(DLA^{※15})」を年に一度は実施することを推奨します。対象は小中学生です。実施方法の伝達、実施依頼についてはこことからだ育成課にお問い合わせください。

(4) 教科指導について

外国人児童等にとって、一斉授業からの抜き出しによる日本語指導はもちろん大切ですが、教科学習を通して日本語を学習すること(JSL カリキュラム^{※16})も大切です。例えば、算数と数学の「数や図形」、理科の「実験や観察」、体育・技術家庭・図工・美術・音楽といった「実技教科」の授業に参加すると、視覚教材や体験学習を通して教科学習ができると同時に、授業のなかで日本語を習得できる貴重な機会にもなります。

日本語がわからなくても取り組めそうな授業には積極的に参加させてあげましょう。[\[⇒P34\]](#)

(5)教科指導における日本語支援について

小学校5年生以上には授業者の発言を文字と音声で同時通訳する「ポケットーク for スクール」のアカウントの貸出を行っています。[\[⇒P28\]](#)

また、授業中のサポートとして多文化共生支援員(市)の派遣事業も行っています。[\[⇒P27\]](#)



3 進路について

(1)外国人児童等に配慮した進路について ※令和8年度(2026年度)入試の情報

兵庫県では帰国・外国人児童等に配慮した入試をする学校があります。入学者選抜については兵庫県教育委員会事務局高校教育課のHPをご覧ください。

『兵庫県立芦屋国際中等教育学校』

出願資格・・・以下の(A)(B)(C)に該当する児童

(A)日本語や日本文化への理解が不十分な外国人児童等で、来日5年以内、かつ日本国籍を有しない児童

(B)海外から帰国した児童で、帰国5年以内、かつ継続して1年以上海外に居住した児童(保護者の海外勤務に伴い海外における在住期間がある者)

(C)本校の教育目標を理解し、留学や海外での生活等をめざして特に入学を希望する児童

『外国人生徒にかかる特別枠選抜』(兵庫県内公立高校)

実施校・・・以下の9校(※入学定員とは別枠で募集)

県立北神戸総合高等学校 県立芦屋高等学校 神戸市立須磨翔風高等学校

県立伊丹北高等学校 県立加古川南高等学校 県立香寺高等学校

県立三木高等学校 県立香寺高等学校 県立豊岡総合高等学校

出願資格・・・外国籍を有する者で、入国後の在日期間が、入試実施年度3月末現在で3年以内の者等

その他・・・合格とならなかった場合は、3月中旬に実施される学力検査等を受検することができる。

『帰国生徒にかかわる推薦入学』（兵庫県内公立高校）

実施校・・・国際科、国際コースのある高校

県立尼崎小田高等学校 県立鳴尾高等学校 県立国際高等学校

県立明石西高等学校 県立三木高等学校 市立葺合高等学校

市立琴丘高等学校 県立神戸鈴蘭台高等学校 県立宝塚西高等学校

市立伊丹高等学校 県立明石城西高等学校 県立姫路飾西高等学校

出願資格・・・中学校を卒業見込みの者等

※外国における在学期間が1年以上等の条件に該当する者は、帰国生徒にかかわる出願ができる。

※ 保護者とともに県内に住所を定める見込みの者。

(2)学力検査等に関する特別措置の留意点

学力検査実施上配慮が必要と考えられる場合においては、中学校長が高等学校長にあらかじめ申し出ることにより、学力検査問題へのふりがなや検査時間の延長が可能になる場合があります。

※必ず認められるとは限りません。措置の必要性を説明するため、中学校における取組実績と根拠をまとめておきましょう。

(3)就学支援ガイダンスについて

市立小中学校に通っている児童生徒、保護者は就学に関するガイダンスを通訳者と共に受けることができます。将来の進路に関する情報を早めに収集するようにしましょう。[\[⇒P29\]](#)

4 保護者との関わり、地域との連携について

日本語が理解できない保護者が直面する困難には次のような例があります。

特に幼児にとっては保護者の存在が大きいため、保護者の悩みに寄り添った支援を行うことは、家庭での子どもへのサポートに繋がり、本人の園所生活への適応に結びつきます。[\[⇒P33\]](#)

- 学校園所からの通知や連絡を理解できない。
- 入学園所手続きや、特別な支援が必要な場合の手続きがわからない。
- 日本語に自信が無く、電話で連絡することについてハードルが高い。
- 母国にない伝統行事や季節に応じたイベントへ参加する際、何をする行事なのか説明がほしい。

- コミュニケーションがとれないので、他の保護者とのつながりが薄く、孤独感を感じる。

(1) 学校園所での保護者支援について

保護者との意思の疎通に「多文化共生サポーター【⇒P27】」「多言語相談員【⇒P28】」「多文化共生支援員【⇒P27】」の人的支援や、「ポкетークS」「ポкетーク for スクール【⇒P28】」のICT※⁴支援をうまく活用しましょう。

(2) 学校園所外での保護者支援について

外国人児童等の保護者にとって身近に相談できる場所が学校だけだということもよくあります。日常生活での困り事を聞くこともあるかと思います。

尼崎市においても、そうした人に手を差し伸べる活動が様々なところで行われています。行政だけでなく地域ボランティアグループや NPO※³と連携・協力することにより、それらの問題解決が図られることもあります。

学校だけで全ての問題解決を図る必要はありません、困っている人には支援をしてくれる場所についても教えてあげてください。

□ 尼崎市外国人総合相談センター【⇒P29】

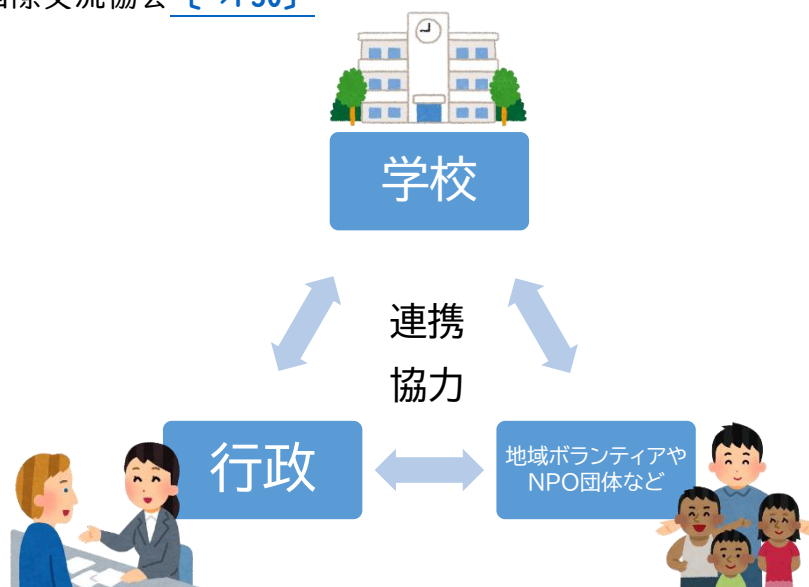
(生活に関する相談・在留に関する相談・日本語教室の紹介等)

□ 地域の生涯学習センターでの日本語教室【⇒P30】

□ 尼崎市ファミリーサポートセンター【⇒P30】

□ 兵庫県教育委員会 子ども多文化共生センター【⇒P30】

□ 尼崎市国際交流協会【⇒P30】



<第4章> 様々なサポートについて

1 学校園での生活・学習サポート

母語(母国語)通訳者による学校園所での生活・学習サポート、外国人児童等の心のケアについては以下のような制度・事業があります。

(1)多文化共生サポーター(県)派遣事業

対 象: **保 幼 小1 小2 小3 小4 小5 小6 中1 中2 中3 高 保護者**

概 要: 母語(母国語)を話せる通訳者派遣による外国人児童等の学校生活への早期適応を促進するサポート。

利用ケース: 保護者との面談、日常授業、取出し授業(要調整)、保護者との相談

時 間: 1 回につき 4 時間

回 数: <来日0~6か月> 8~12回/月 <来日6~12か月> 2~4回/月

申込時期: 外国人児童等の編入が分かり次第(且つその児童生徒に日本語指導が必要な場合)

実施主体: 兵庫県教育委員会

依 頼 先: こころとからだ育成課 電話: 06-4950-5677

詳細情報: <https://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/supporter/supporter-hp.html>

関連ページ: [19](#), [21](#), [26](#), [38](#)



(2)多文化共生支援員(市)派遣事業

対 象: **保 幼 小1 小2 小3 小4 小5 小6 中1 中2 中3 高 保護者**

概 要: 母語(母国語)を話せる通訳者派遣による外国人児童等のサポート。

利用ケース: 日常授業支援、保護者との相談

時 間: 1 回につき 2 時間

回 数: 5~20回/年(日本語習得時状況によって回数が決定)

申込時期: 必要に応じて随時

実施主体: 尼崎市教育委員会

依 頼 先: こころとからだ育成課 電話: 06-4950-5677

詳細情報: こころとからだ育成課に直接ご相談ください

関連ページ: [19](#), [21](#), [24](#), [26](#), [38](#)

(3)ポケットーク for スクール貸与事業

対 象：~~保 幼 小1 小2 小3 小4~~ **小5 小6 中1 中2 中3 高** **保護者**
概 要：児童生徒の端末（タブレット）に日本語での授業内容を母語（母国語）へとリアルタイム変換する通訳アプリを導入。
利用ケース：日常授業支援
時間回数：貸与期間中は Wifi 接続が可能な場所なら常に使用可能
申込時期：必要に応じて随時（アカウント数に限りあり）
実施主体：尼崎市教育委員会
依 頼 先：こころとからだ育成課 電話：06-4950-5677
詳細情報：<https://pocketalk.jp/forschool>（外部サイト ポケットーク for スクール概要）
関連ページ：[24](#), [26](#)



(4)放課後日本語ボランティア事業

対 象：~~保 幼~~ **小1 小2 小3 小4 小5 小6** ~~中1 中2 中3 高~~ **保護者**
概 要：放課後学校にボランティアを派遣し、日本語（生活言語）を教える取組。
時間回数：実施校等詳細については、こころとからだ育成課にお問い合わせください。
実施主体：ダイバーシティ推進第2担当・こころとからだ育成課
依 頼 先：こころとからだ育成課 電話：06-4950-5677
関連ページ：[23](#)

2 外国人児童等及び保護者への進路相談サポート

母語（母国語）通訳者による懇談時等の保護者のサポートと、外国人児童等の進路についてのガイダンスについては以下のような制度・事業があります。

(1)多言語相談員(県)派遣事業

対 象：~~保 幼 小1 小2 小3 小4 小5 小6 中1 中2 中3 高~~ **保護者**
概 要：外国人児童等の教育相談時における母語による通訳
利用ケース：個人懇談や行事の説明会等での保護者への通訳
時 間：原則 1 コマ1時間で設定（要相談）
申込時期：派遣希望日時の21日前までにこころとからだ育成課まで
実施主体：兵庫県教育委員会
依 頼 先：こころとからだ育成課 電話：06-4950-5677
関連ページ：[19](#), [21](#), [26](#)

(2)就学支援ガイダンス事業

対 象: ~~保 幼~~ 小1 小2 小3 小4 小5 小6 中1 中2 中3 高 保護者

概 要: 就学や進路等についての情報提供及び教育相談

実施日程: 7~9月で指定された土・日曜日(例年県内5か所で実施されます)

申込時期: 随時(学校から母国語の案内チラシが配られる)

実施主体: 兵庫県教育委員会

依 頼 先: 保護者が県に直接申し込む

詳細情報: (当日の説明動画及びスライド9か国語)



<https://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/koukounyuusi/syugakusien%20guidance/guidance%20movie.html>

関連ページ: [25](#)

3 学校園所外でのサポート

日本の生活全般についてのサポート、日本語教室の案内は以下のようなものがあります。

(1)尼崎市外国人総合相談センター

対 象: ~~保 幼 小1 小2 小3 小4 小5 小6 中1 中2 中3 高~~ 保護者

概 要: 外国人が安心して尼崎で暮らせるように、生活課題の解決に必要な情報提供や専門機関の紹介を行っている。(費用: 無料)

英語・中国語・ベトナム語・ネパール語は外国語相談員が直接対応、その他の言語はテレビ通訳等で対応しています。

時 間: 月曜~金曜(本庁開庁日) 10~12時、13~16時

実施主体: 地域協働局 文化・人権部 ダイバーシティ推進第2担当

依頼方法: 尼崎市役所 中館7階に直接来庁する。

相談電話: 06-6489-6449

アドレス: ama-welcome@city.amagasaki.hyogo.jp

詳細情報: <https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kokusai/tabunka/1024702.html>

関連ページ: [26](#)

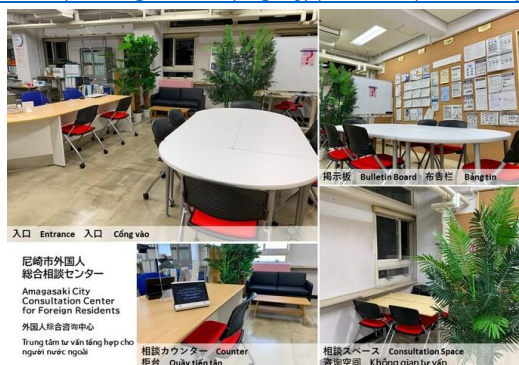


図-7 尼崎市外国人総合相談センター(ダイバーシティ推進課 HP から)

(2)地域の日本語教室

対 象: **保 幼 小1 小2 小3 小4 小5 小6 中1 中2 中3 高 保護者**

概 要:各地域の生涯学習プラザ等で日本語が学べます。

場所及び時間:立花南生涯学習プラザ(火曜日 18:30~19:30) 06-6427-7770

中央北生涯学習プラザ(木曜日 18:30~20:00) 06-6482-1760

武庫東生涯学習プラザ(土曜日 9:30~11:00) 06-6431-7884

園田東生涯学習プラザ(火曜日 16:00~18:00) 06-6491-2361

中央南生涯学習プラザ(金曜日 18:00~19:00)080-4978-9294

※親子教室

小田北生涯学習プラザ(月曜日 18:00~18:50)090-7366-5915

エスペランサ日本語教室(第2・4日曜日 10:00~11:30)

080-2427-2647

費 用:各教室に直接お問い合わせください。

実施主体:尼崎市地域課や市民グループなど

依頼方法:必ず各生涯学習プラザに直接お問い合わせください。

(教室によって受入可能年齢や定員・時間が変わることがあります。)

詳細情報:<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kokusai/tabunka/1030002.html>

関連ページ: [26](#)



(3)尼崎市ファミリーサポートセンター

対 象: **保 幼 小1 小2 小3 小4 小5 小6** ~~中1 中2 中3 高~~ **保護者**

概 要:「子育ての応援をしてほしい」「子育ての応援をしたい」という人が、依頼、協力、両方 のいずれかの会員に登録し、子育てを応援していく事業です。
子どもの預かり等を有料で行っています。

実施主体:尼崎社会福祉協議会

依頼方法:尼崎市ファミリーサポートセンターに直接連絡する。

詳細情報:<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kosodate-kyoiku/service/1001892/048support.html>

関連ページ: [26](#)



(4)兵庫県教育委員会 子ども多文化共生センター

教育相談や民族衣装、学習教材の貸出等を行っています。

<https://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/index.html>

関連ページ: [26](#)

(5)尼崎市国際交流協会

外国人対象の日本語教室や生活サポート全般を行っています。

<https://www.aia-ama.org/>

関連ページ: [26](#)

4 研修

尼崎市・兵庫県・国では教職員を対象に、日本語指導や多文化共生教育についての各種研修を行っております。

令和8年度(2026年度)の研修の情報は随時通知します。



(1) 尼崎市教育委員会 学び支援課

6月18日『多文化共生・人権教育研修(1)』

テーマ: ガイドラインから読み解く多文化共生教育

7月22日『人権教育研修講座(多文化共生)』

テーマ(予定): 「外国ルーツの児童生徒、減債の課題、学校やクラスでの対策等」

または、「やさしい日本語の開設、学校やクラスでの応用、連絡文書のやさしい日本語化等」

9月ごろ『多文化共生・人権教育研修(2)』

テーマ: 未定

(2) 兵庫県教育委員会 人権教育担当課

『日本語指導指導者養成研修会』

趣 旨: 学習指導要領(平成 29 年3月公示)において、「海外から帰国した児童などの学校生活への適応や日本語の習得に困難のある児童に対する日本語指導」の必要性が挙げられている。これに基づき、研修会を開催し、日本語指導の普及・啓発と「特別の教育課程」による日本語指導の充実を図る。

参 考 令和7年度(2025年度)の研修内容

テーマ: 第1回 学校における外国人児童等の支援の在り方について

第2回 ことばの力のものさしについて

第3回 DLAを活用した日本語指導の実践

第4回 「やさしい日本語を活用した授業実践」

～「ことばの力のものさし」を使って～

第5回 「ことばの力のものさし」を活用した日本語指導の実践

第6回 日本語指導をやってみよう3 一教科学習における日本語指導編一

第7回 在籍学級での学習支援、教科と日本語の統合学習について

第8回 教科と日本語の統合学習に向けて～ことばの力参照枠を活用して～

(3)独立行政法人教職員支援機構

『令和8年度(2026年度)外国人児童等への日本語指導指導者養成研修』

① 7月～10月(予定) オンデマンド研修

外国人児童生徒等教育に必要な資質・能力の捉え方／最新の動向

② 8月18日(火)・19日(水) リアルタイム・オンライン研修

〔第1講〕外国人児童生徒等教育の現状と課題

〔第2講〕外国人児童生徒等の異文化適応と学習の過程

〔第3講〕子どもの言語能力の把握

〔第4講〕子どもの成長・発達を支える日本語の指導

〔第5講〕これまでの学びの活用に向けて

③ 9月28日(月)・29日(火) 対面研修(会場:三重県総合教育センター)

〔第6講〕実践を通して学ぶ

【小・中・高】日本語指導の方法と授業づくり

【管 理 職】外国人児童生徒等の指導・支援体制における課題解決策の検討

〔第7講〕三重県内の外国人児童生徒等教育・日本語指導の取り組み

〔第8講〕本研修の振り返り～研修後の実践に向けて～

※ 本研修について、参加者は全日程の参加を前提としています。

5 支援に役立つ資料集・リンク集

参考となる HP などの資料リンク

受入について

「外国人児童生徒受入れの手引き」

－ 文部科学省 －

○受入についての流れや役割についてまとめられています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm



「外国人幼児等の受入れにおける配慮について」

－ 文部科学省 －

○幼稚園・保育所で、就学前の外国人の子どもを円滑に受け入れるための手引きです。

https://www.mext.go.jp/content/20200306-mext_youji-000005738_01.pdf



受入れについて	「外国人児童生徒等のための受入ハンドブック」 ー 兵庫県教育委員会 ー ○尼崎市多文化共生教育ガイドラインをより詳しくしたものです。 https://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/syuugaku/ukeire_handbook/ukeire_handbook.html 
初期日本語・生活指導について [⇒P23]、[⇒P37]	「園所での外国につながる園児・保護者受け入れガイドブック」 ー かながわ国際交流財団 ー [⇒P25] ○保育園・幼稚園で外国につながる園児・保護者を受け入れる際に必要な情報をマンガで読むことができます。 https://www.kifjp.org/child/enji-hogosha-uke-gb 「はじめまして!今日からともだち」(15言語対応) ー かすたねっと ー ○日本の学校生活の様子を知ってもらうためのアニメーション動画です。 https://casta-net.mext.go.jp/multilingual-contents/videos-for-learners 日本語指導テキスト「たのしいがっこう」(24言語対応) ー 東京都教育委員会 ー ○来日間もない児童生徒等の為の学校生活への適応指導に役立つテキストです。 https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/japanese/learning_japanese/tanoshi_gakko  「みえこさんのにほんご」 ー 三重県教育委員会 ー ○イラストをもとに日本語を学ぶテキスト・練習帳・指導資料等をダウンロードできます。 https://www.pref.mie.lg.jp/gakokyo/hp/27461025557.htm 

初期日本語・生活指導	「年少者向け初期日本語学習動画」 － 兵庫教育大学、神戸市教育委員会共同開発 － ○より効果的に日本語指導を行うための学習動画がたくさんあります。 https://www.hyogo-u.ac.jp/facility/create/nihongo_gakusyu.php 
学習言語について 【⇒P23】	「多言語学習教材」(3言語) － 多文化共生センター東京 － ○中学校で学習する数学・理科の学習用語集です。 https://tabunka.or.jp/project/tagengokyouzai/   「中学校単語帳」(5言語) － 宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター － ○5教科の学習用語を翻訳した単語帳です。 https://cmps.utsunomiya-u.ac.jp/hands/  
児童理解について	「教育制度・学校文化ガイド集」 － JICA － ○11か国の教育制度・学校文化ガイド集のとりまとめです。 https://www.jica.go.jp/domestic/yokohama/information/topics/2024/1516021_52322.html  「イスラームの子どもを理解するために」 － かながわ国際交流財団 － ○イスラームの子どもを理解するための主なポイントを解説しています。 https://www.kifjp.org/islamchildren 【⇒P39】、【⇒P40】  

各種 様式 について	「児童調査票」 [⇒P21] － かながわ国際交流財団 － ○外国人の子どもが幼稚園・保育所に入園所する際に必要な「調査票」を11言語に多言語化しています。 https://www.kifjp.org/child/supporters#chousa	
	「特別の教育課程」 [⇒P23] － 兵庫県教育委員会 子ども多文化共生センター － ○特別の教育課程の様式と記入例が載っています。 https://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/nihongosidou/tokubetu_kyoikukatei_hensei/hensei_jissikeikaku.html	
	「個別の指導計画（様式1）（様式2）」 [⇒P17]、[⇒P23] － 兵庫県教育委員会 子ども多文化共生センター － ○外国人児童生徒等の個別の記録の様式と記入例が載っています。 https://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/nihongosidou/kobetunosidoukeikaku/kobetunosidoukeikaku.html	

6

Q&A

外国人児童等を受け入れる際によくある疑問と回答をまとめました。

< Q&A もくじ >

- ▼Q1 日本の子どもにとって多文化理解に繋がる取組にはどのようなものがありますか？
- ▼Q2 中学校を卒業した外国人生徒は、働くことができますか？
- ▼Q3 教員が外国人児童等の母語（母国語）が話せない場合、どのように日本語指導をしたらいいですか？
- ▼Q4 宗教を信仰している児童生徒等への対応について心配しています。どのように配慮すればよいですか？
- ▼Q5 日本で暮らす外国人の子どもは、日本の義務教育を受けることはできますか？
- ▼Q6 子ども多文化共生サポーターは校外学習の引率に参加することができますか？
- ▼Q7 日本国籍を有しない生徒も「高等学校等就学支援金（高校無償化）【新制度】」の対象になりますか？

Q1 日本の子どもにとって多文化理解に繋がる取組にはどのようなものがありますか？

A1 発達段階に応じて、次のような取組があります。 [\[⇒P10\]](#)

〔幼稚園・保育所〕

未就学児でも、年長くらいになると様々な国があることが理解できるようになります。身近なことや楽しく感じられる取組を行いましょう。

<実施例>

- ・運動会の飾りつけで万国旗を作る。
- ・外国の歌や遊びを取り入れる。
- ・外見や言葉などの「違い」を肯定する声かけを意識する。

〔小中学校〕

外国のことを学ぶ教科の学習以外にも、様々な取組ができます。

<実施例>

- ・給食のメニューに外国の料理を取り入れ、その国の食文化を紹介する。
- ・在籍する外国人児童等が、自分の母国の土地や文化、言語についてクラスメイトに紹介する機会を設ける。
- ・トライやる・ウィークで地域の日本語学校へ職場体験に行く。
- ・外国人と関わる仕事をしている方や海外で活躍する方に講演会を依頼する。

在籍する外国人児童等の母国に関する内容を取り上げる場合は、外国人児童等の保護者にも協力・参加してもらうという方法もあります。

Q2 中学校を卒業した外国人生徒は、働くことができますか？

A2 外国人児童等（18歳未満）の多くは「家族滞在」の在留資格で日本に住んでいます。「家族滞在」の在留資格では就労は認められていません。けれども、「資格外活動許可」を得ることができれば、週 28 時間以内のアルバイトなどの就労は可能になります。

また、子どもが18歳以上になってフルタイムで働くことを希望する場合は、「家族滞在」の在留資格を変更する必要があります。その際の要件については、[P14（第2章5.（2））の図-5](#)をご参照ください。

Q3 教員が外国人児童等の母語（母国語）が話せない場合、どのように日本語指導をしたらいいですか？

A3 外国人児童等の母語（母国語）を介さなくても日本語を教えることは可能です。対象の児童等が全く日本語がわからない場合は、「健康面・安全面」を表す日本語からはじめ、「関係づくり（あいさつ等）」や「学校園所での生活」に必要な日本語へと学習を進め、日本の生活への適応を支援しましょう。

指導の際には、イラスト、写真、動画などの視覚的教材や教室内での簡単な作業や遊びなどの体験学習を取り入れるなど、わかりやすく学べる工夫が大切です。また、ゆっくりはっきりとした口調で、できるだけ短い言葉で話すことを心がけましょう。

[\[⇒P33～34\]](#)

Q4 宗教を信仰している児童生徒等への対応について心配しています。どのように配慮すればよいですか？

A4 信仰する宗教によっては様々な義務や禁止事項があります。また、同じ宗教でも、その禁止事項を守る厳格さについては、国や地域、家庭によって差があります。

したがって、学校園所生活で必要となる宗教面での配慮は外国人児童等ごとに異なります。具体的にどこまでが許され、どこからが許されないのか、一人ひとり丁寧に聞き取り、学校園所でできる対応について、本人、保護者と相談しましょう。

[\[⇒P11\]](#)、[\[⇒P39～P41\]](#)

Q5 日本で暮らす外国人の子どもは、日本の教育を受けることはできますか？

A5 外国人の子どもには、憲法及び教育基本法に基づき、日本の義務教育への就学義務はありませんが、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等も踏まえ、日本人児童生徒と同様に無償で受け入れる必要があります。また、教科書の無償配付及び就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会が保障されています。

【参考】文部科学省：外国人の子どもの公立義務教育諸学校への受入について

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301/009/005.htm



Q6 子ども多文化共生サポーターは校外学習の引率に参加することができますか？

A6 できます。子ども多文化共生サポーター【⇒P27】は兵庫県の事業に基づく会計年度任用職員のため、出張旅費も公務災害も認められています。サポーター本人の承諾を得たうえで、1日4時間の勤務時間内であれば問題ありません。尼崎市の事業である多文化共生支援員【⇒P27】についてはここからだ育成課までご相談ください。

Q7 日本国籍を有しない生徒も「高等学校等就学支援金（高校無償化）【新制度】」の対象になりますか？

A7 在留資格等の要件を満たせば対象となりますが、生徒の在留資格が「家族滞在」の場合は注意が必要です。この場合は、『日本の小学校及び中学校を卒業した者』であることが要件に含まれるため、日本の学校に中学校から編入した生徒は対象となりません。

ただし、これらの対象とならない生徒は、「高校生等・新修学支援」制度により収入要件に応じた支援を受けることができます。

具体的な内容については下のリーフレットをご参照ください。※リンク修正（2026.7.13）

○ 高等学校等就学支援金【新制度】リーフレット（日本国籍以外の方用）

[日本語表記](#)



[英語表記](#)



○ 高校生等・新修学支援リーフレット（対象外となる生徒への支援）

[日本語表記](#)



[英語表記](#)



7 文化や習慣、宗教等の違いの事例集 [\[⇒P11\]](#)、[\[⇒P37\]](#)

「食」に関すること	事例 1	内 容	子どもの1歳の誕生日に、祖母が手作りのお菓子を持ってきて保育所で配ろうとした。当日、突然持ってこられたので対応に困った。
		背 景	外国では、まわりの人をもてなすことで誕生日を祝う習慣があります。
		対 応	・食物アレルギーがある子どもがいることを説明し、お菓子を配るのをやめてもらった。 ・保育所内ではなく、自宅に帰ってからお菓子を配るようにしてもらった。
	事例 2	内 容	学校の休み時間にお菓子を食べようとした。
		背 景	多くの国では学校の休み時間に軽食を食べる「スナックタイム」があります。
		対 応	日本の学校での休み時間の過ごし方や、食事をするのは給食（昼食）だけであることを説明し、軽食を持って来ないようにしてもらった。
	事例 3	内 容	イスラム教の外国人児童等から、給食が食べられないという申し出があった。
		背 景	イスラム教徒は豚肉及び豚肉の成分を使用した食品を口にすることは禁止されています。また、鶏肉や牛肉であっても、イスラム教が許容する方法で処理（屠畜）された肉でなければ口にすることができません。 [⇒P34]
		対 応	・給食の献立表で原材料を確認し、食べられないメニューについて保護者と確認した。同時に、誤食があった場合の対応についても確認した。
「着衣・装飾」に関すること	事例 1	内 容	ベトナムの幼児がズボンの下に下着を履かずに登園した。
		背 景	ベトナムでは、気候の関係から「暑い」「蒸れる」という理由で、子どもの頃は下着を履かないことがあります。
		対 応	日本ではズボンの下に下着を履くことを説明し、衛生面にも配慮して、下着を履いて登園することを勧めた。
	事例 2	内 容	ピアスを装着して登校、登園してきた。
		背 景	インドやネパールなどで多く信仰されるヒンドゥー教では、宗教的な儀式や厄払いといった意味合いで、生後1年以内または3歳までにピアスの穴を開ける習慣があります。

「着衣・装飾」に関すること	事例 2	対 応	認めなかった場合 ・学校の規則や安全面への配慮を説明し、校内ではピアスを装着しないようにしてもらった。 認めた場合 ・装着する場合でも「体育の授業時は外す」「目立たない色や大きさのものにする」ことを提案した。
		内 容	イスラム教を信仰する外国人児童等から、他人に肌を見せられないと申し出があった。
	事例 3	背 景	イスラム教では男女ともに、肌の露出を少なくすることが求められています。特に女性は、ヒジャブ（スカーフ）で覆うなどして、顔と手以外は隠さなければなりません。 [⇒P34]
		対 応	ヒジャブの着用について ・ヒジャブで頭を覆うことを認めた上で、周りの幼児児童生徒にもその理由を説明するとともに、配慮が必要であることを伝えた。 体育の着替えや水泳の授業について ・着替えの際は、個別の更衣室を使えるようにした。 ・水泳では全身を覆う特別な水着の着用を認めた。
「行為」に関すること	事例 1	内 容	長期休暇に一時帰国した外国人児童等が始業式に登校せず、連絡もつかない。
		背 景	年度の切り替わりが9月の国や長期休暇の時期が日本と異なる国がたくさんあります。母国の休暇に合わせて帰国すると、始業式や終業式に日本にいないことがあります。
		対 応	・長期休暇の前には、帰国予定の有無や日本に帰ってくる予定日をあらかじめ確認しておくようにした。
	事例 2	内 容	イスラム教を信仰する外国人児童等から決まった時間にお祈りをしたいという申し出があった。
		背 景	イスラム教徒は、1日5回（夜明け、正午、午後、日没、就寝前の決まった時間）、どこにいても、サウジアラビアのメッカにある「カーバ神殿」に向かって祈りをささげる「礼拝」があります。また、礼拝前には、手・口・鼻・顔・腕・神・足を水で清める必要があります。 [⇒P34]
		対 応	できた点 ・お祈りができる教室を準備し、給食後の休み時間にお祈りができるようにした。

「行為」に関すること	事例 2	対応	できなかった点 ・決まった時間にお祈りのために授業を抜け出すことができないことを説明した。 ・身体を清める場所を用意することはできないことを説明した。
------------	------	----	---

8

用語集

番号	用語	意味
※1	ルーツ	自分の祖先や家族の歴史、生まれた場所や故郷。
※2	アイデンティティ	「自分は何者か」という自己認識や、他者・社会との関わりの中で確立される「自分らしさ」。
※3	NPO	Non-Profit Organization (ノン・プロフィット・オーガニゼーション) の略で、「非営利組織」を意味する。収益事業を行っても利益を構成員に分配せず、社会貢献活動に使う団体の総称。
※4	ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略で、コンピューターやインターネットなどを使った情報。
※5	ライフコース	個人の選択や環境によって多様に変化する人生の道筋。
※6	キャリア教育	人が生涯を通じて様々な役割を果たしながら、自らの役割の価値や自己との関係を見いだす過程を支援し、一人一人の社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育てる教育。
※7	SNS	Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略で、インターネット上で人々がつながり、情報(文章、写真、動画など)を共有・発信できるサービス。
※8	インクルーシブ	「包括的な」「すべてを包み込む」という意味で、多様な背景を持つ人々を分け隔てなく受け入れ、共生する社会や仕組みを目指す概念。
※9	アンコンシャス・バイアス	「無意識の偏見」や「無意識の思い込み」のこと。経験や知識に基づいて無意識に形成される偏ったものの見方や判断。
※10	ロールモデル	「考え方や行動が手本・模範となる人物」を指し、自分が「こうなりたい」「こうありたい」と目標とする存在。

<第4章>様々なサポートについて

※11	ダブルリミテッド	母語（母国語）も第二言語（日本語）も、どちらも年齢相応に十分に発達していない状態。「セミリンガル」ともいう。
※12	SSW	School Social Worker（スクールソーシャルワーカー）の略。社会福祉の専門知識と技術を活用し、問題を抱える児童生徒の「環境」に働きかけて支援する専門家。
※13	スクールサポート スタッフ	教員業務支援員のこと。教員の事務作業や授業準備をサポートし、教員の負担を軽減する役割を担う者。
※14	サバイバル日本語	日本での生活を切り抜けるために最低限必要な、緊急性の高い実用的な日本語。
※15	DLA	「Dialogic Language Assessment（対話型アセスメント）」の略で、マンツーマンの対話で日本語能力を測り個別の指導計画に役立てるための評価ツール。
※16	JSL カリキュラム	日本語を母語としない子どもたちが学校の学習活動に順応できるよう、文部科学省が開発した「Japanese as a Second Language（第二言語としての日本語）」の学習プログラム。日本語指導と教科指導を統合し、「学ぶ力」（体験・探求・発信などを通して日本語で学ぶ力）を育てることが目的。

【参 考】

第2次尼崎市教育振興基本計画（令和7年3月）

－ 尼崎市教育委員会 －

基本方針

- ・ 個の尊厳や人権の尊重
- ・ 未来志向の教育
- ・ 家庭・地域社会との連携

基本方針に沿って施策を展開するにあたっての3つの視点

- 1 一人ひとりに寄り添うこと
- 2 挑戦を後押しすること
- 3 発信と共有で進化すること

各論

各論1 学ぶ力と健やかな体の育成

各論2 多様性と包摂性のある教育の推進

【2-1】相談体制の質的・量的充実

【2-2】支援を必要とする子どもの長所・強みに着目する視点の重視と、多様な教育ニーズへの対応の推進

【2-3】全学校園でのインクルーシブ教育の推進

【2-4】合理的配慮の提供に向けた体制の整備と基礎的環境整備の充実

【2-5】共生社会の実現に向けた取組の推進

各論3 豊かな心の育成、いじめ防止

各論4 教育環境の整備

各論5 教員の育成・勤務環境の整備

各論抜粋

各論2 多様性と包摂性のある教育の推進

【2-5】共生社会の実現に向けた取組の推進

- ・ 今後、様々な国からの来日者の増加が想定されることから、外国人の幼児児童生徒の心の安定や生活適応、学習支援を円滑に行うため、母語を話すことのできる支援員等を活用し、学校園生活への早期適応に引き続き努めます。
- ・ 心理面のサポートだけでなく、言語面のサポートも拡充し、AI 通訳機器等の積極的な活用を進め学習を支援します。
- ・ こうした取組を通して児童生徒の長所を活かし、可能性を十分に発揮できるよう、進路実現など、将来を見据えた体系的・継続的な指導や支援を行います。
- ・ すべての子どもたちが、国籍や民族等の「違い」を認め合い、多様な文化的背景をもつ人々と豊かに共生する心、共に生きようとする意欲や態度を育みます。そのためにも、本市が令和6年（2024年）度に策定する（仮称）尼崎市多文化共生社会推進指針の理念も踏まえ、外国人幼児児童生徒に係る教育の方向性を示す必要があります。

尼崎市多文化共生社会推進指針（令和7年3月）

－ 尼崎市 －

【施策体系】（5つの基本的視点と12の施策の方向性）

- 1 多文化共生に向けた意識づくり
 - ・ 学校園等における多文化共生教育の推進
 - ・ 地域における多文化共生に向けた啓発の推進

- 2 日本語教育・学習の支援と推進
 - ・学校園等における日本語指導・学習支援
 - ・地域における日本語教育・学習支援
- 3 外国人と日本人が共に暮らしやすいまち
 - ・情報の円滑な取得・利用、暮らしやすい環境の創出
 - ・相談支援体制の充実
- 4 交流し尊重し合うまち
 - ・異文化理解・国際交流
 - ・アイデンティティの尊重
 - ・差別・偏見の解消
- 5 外国人と日本人が共に活躍できるまち
 - ・働きやすい環境の創出
 - ・地域活動への参画と協働
 - ・ボランティアの育成と活動支援

【抜粋】

Ⅰ 多文化共生に向けた意識づくり

【学校園等における多文化共生教育の推進】

グローバル化が急速に進展する社会において、言語や文化等の異なる子どもたちが、互いの価値観について理解を深め、共に学ぶことは、これからの多文化共生社会の実現に向けて大変重要です。

相互理解が進んでいないことによって、外国人児童生徒等が孤立し、自尊感情や自己肯定感を損なうことのないよう、日本人を含むすべての児童生徒等が、互いの多様性を認め合い、尊重しながら学び合える環境づくりが求められます。

とりわけ、外国人児童生徒等に対しては、今後、生活していく拠点ややりたい職業など将来を見据え、幅広い進路選択が可能な資質・能力を身に付けられる支援が必要です。

外国人児童生徒等が、地域社会を共に形成していく共生社会の一員であることを前提とし、児童生徒等を見守る全ての関係者が、相互に連携し、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく多文化共生教育の推進に取り組みます。

取り組むべき事項

- ・教職員向け多文化共生研修の充実
- ・日本語指導が必要な児童生徒への対応
- ・児童生徒等への多文化共生への理解促進
- ・外国人児童生徒等のアイデンティティの尊重
- ・(仮称)多文化共生教育推進指針の策定

2 日本語教育・学習の支援と推進

【学校園等における日本語指導・学習支援】

外国人児童生徒等においては、小学校・中学校の義務教育への就学義務はないものの、日本人と同様に教育を受ける権利を有しています。

こうした子どもたちが生活の基礎を身に付け、共生社会の一員としてその能力を伸ばすことができるようにするためには、適切な教育の機会が確保されることが不可欠であり、そのためには、母語(母国語)による支援のほか、早期の日本語の習得が重要です。

とりわけ、来日間もない低年齢の外国人児童生徒等においては、母語(母国語)が定着しておらず、第二言語である日本語も十分に身につけていない状態(ダブルリミテッド)に陥り、将来の言語や学習における理解だけでなく、親子間のコミュニケーションも困難な状況になる場合も少なくありません。

「令和 5 年度 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について (文部科学省)」によると、日本語指導が必要な生徒の高等学校等への進路状況は

90.3%(全中学生等の進学率99.0%)と低く、その中退率は、8.5%(全高校生等1.1%)と高くなっています。

学校への個別のヒアリング結果では、「日本語の読み書きや会話ができたとしても、授業の理解が難しいように感じる」、「日本語も不十分であり、母語(母国語)も定着していない状態では、学習が非常に厳しい」などの意見がありました。

こうしたことを踏まえ、多文化共生支援員等の派遣と同時に、日本語指導の充実や翻訳ツール等を活用した学習支援に取り組めます。

取り組むべき事項

- ・多文化共生支援員の拡充
- ・日本語指導体制の充実
- ・翻訳ツール等を活用した学習支援

4 交流し尊重し合うまち

【アイデンティティの尊重】

外国にルーツを持つ人を含め、外国籍住民の様々な背景や歴史的経緯も踏まえて、互いの多様性を理解し、認め合う姿勢が多文化共生社会の基盤となります。

外国にルーツを持つ児童生徒等を含め、外国人児童生徒等が母語(母国語)・母文化を学ぶ機会を持つことは、自らのアイデンティティの確立に重要な役割を果たし、自覚や誇りを持つことにつながることから、本市では、これまでから歴史的経緯も踏まえ、母語(母国語)・母文化の教育を行う民族学校への支援に取り組んできました。

一方で、歴史的経緯に対する理解や民族的・文化的アイデンティティの尊重に対する認識が十分とは言えず、外国人ということを経由とした差別・偏見が未だ存在することから、本名(民族名)を名乗ることが難しい現状があります。

外国人生活実態アンケートの結果では、子育ての悩みや困りごとにおいて、「子どもに自分の国の言葉や文化を伝えるのが難しい」が24.0%と最も多いほか、「子どもの名前について悩んでいる(民族名、日本名など)」(10.1%)といった回答がありました。

また、在日コリアンに対する個別のヒアリング結果では、「SNSなどでヘイトスピーチが横行すると、本名(民族名)を名乗っていることが不安になる」、「仕事において日本名を強要されることがある」などの意見がありました。

こうしたことから、外国にルーツを持つ児童生徒等を含め、外国人児童生徒等については、様々な機会を通じて、母語(母国語)・母文化を学ぶことができるような環境構築への理解と支援に努めるとともに、本人や保護者の意思等にも配慮しつつ、安心して本名(民族名)を名乗れる環境づくりなど、民族的・文化的アイデンティティを尊重した啓発に取り組めます。

取り組むべき事項

- ・母語(母国語)・母文化を知り、互いを理解する機会の創出
- ・本名(民族名)を名乗れる環境づくり

人権教育基本方針(平成10年3月9日) [\[⇒P17\]](#)

－ 兵庫県教育委員会 －

<https://www.hyogo-c.ed.jp/~jinken-bo/human-rights-R3/newhumanrightsforteacher/new-human-rights-for-teacher-kihonhousin.pdf>

外国人児童生徒にかかわる教育指針(平成12年8月) [\[⇒P17\]](#)

－ 兵庫県教育委員会 －

<https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/jinken/project/gaikokujin-shishin>